

資料編

- 1 介護保険施設等入所申請
待機者調査報告書
- 2 今期計画の基本指針
- 3 要綱集
- 4 用語説明

1 介護保険施設等入所申請待機者調査報告書

(1) 調査概要

① 調査目的

「第9期介護保険事業計画」策定にあたり、特別養護老人ホームをはじめとする施設への入所希望を把握することにより、施設サービス必要量設定の資料とするため。

② 調査対象施設

市内に所在する、以下の施設等。

事業所名		
<介護老人福祉施設>		R5.4.1 定員合計 557
	特別養護老人ホーム ライフケア高砂	90
	特別養護老人ホーム まめ舎	80
	特別養護老人ホーム 岸津苑	80
	特別養護老人ホーム 防府あかり園	132
	特別養護老人ホーム サンハート香月	30
*	特別養護老人ホーム ヘスティア華城	29
*	特別養護老人ホーム 自由の杜	29
*	特別養護老人ホーム ひごろもそう	29
*	特別養護老人ホーム あかつき苑防府	29
*	特別養護老人ホーム フィラージュ開出	29
*地域密着型(29人以下)		
<介護老人保健施設>		定員合計 360
	介護老人保健施設 好日苑	80
	介護老人保健施設 はくあい	80
	介護老人保健施設 防府幸楽苑	100
	介護老人保健施設 尚歯堂	100
<介護医療院>		
	防府リハビリテーション病院	146
<特定施設入居者生活介護>		
	ケアハウス あいおい苑	50
<認知症対応型共同生活介護>		定員合計 189
	24時間宅老所楽さん家	9
	24時間宅老所新田の楽さん家	9
	グループホーム 和楽	9
	グループホーム 防府あかり園	18
	グループホーム ニコニコ創	18
	ヘスティア華城グループホーム	18
	グループホーム笑生苑	18
	グループホーム笑生苑より愛	9
	防府あかり園グループホームいちえ	18
	ニチイケアセンター防府(ほほえみ)	9
	グループホーム 自由の杜	9
	グループホーム ひごろもそう	9
	グループホーム あかつき防府	18
	グループホーム フィラージュ開出	18

③ 調査期間

令和5年(2023年)1月23日から2月10日まで

④ 調査方法

調査時点を令和5年(2023年)1月31日現在とし、対象施設より報告を求め、重複申込者、死亡者等を除外した。

(2) 調査結果

① 待機者数

(単位：人)

申込者延べ人数 A	申込後死亡者数 B	市外の申込者数 C	重複申込者数 D	待機者 (A-B-C-D)
1,314	342	67	518	387

② 居所別入所申込施設

(単位：人)

現在の居所		入所申込施設	合計	在宅	医療機関	介護医療院	介護老人保健施設(老健)	ホーム	軽費老人(GH)	認知症対応型共同生活介護	ホーム	有料老人	サービス付高齢者向け住宅	その他	
入所申込施設															
(福祉施設)	介護老人	要支援1・2	3	2										1	
		要介護1	16	8	2		3		1		1			1	
		要介護2	24	8			7		3	6					
		要介護3	68	25	7	3	13		8	5	3	4			
		要介護4	95	26	22	8	15	1	3	16	1	3			
		要介護5	60	22	8	3	13	1	2	8		3			
		集計	266	91	39	14	51	2	17	35	5	12			
(老健施設)	介護老人	要介護1	7	2	2	1		1	1						
		要介護2	9	7				1		1					
		要介護3	8	3	3				1	1					
		要介護4	5	3	1	1									
		要介護5	4	1	1					1				1	
		集計	33	16	7	2	0	2	2	3	0	1			
介護医療院	介護老人	要支援1・2	0												
		要介護1	0												
		要介護2	0												
		要介護3	0												
		要介護4	2		2										
		要介護5	0												
集計	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0					
生活介護	特定施設	要支援1・2	0												
		要介護1	5	3			2								
		要介護2	1	1											
		要介護3	1	0		1									
		要介護4	0	0											
		要介護5	2	2											
集計	9	6	0	1	2	0	0	0	0	0					
(GH)	認知症対応型共同生活介護	要支援2	0												
		要介護1	22	13	2		3	2		1			1		
		要介護2	29	13	2		4			6			4		
		要介護3	10	6	1		0			2			1		
		要介護4	9	4	2		1			2					
		要介護5	7	1	2		4								
集計	77	37	9	0	12	2	0	11	0	6					
全体	介護老人	要支援1・2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		要介護1	50	26	6	1	8	3	2	1	1	2			
		要介護2	63	29	2	0	11	1	3	13	0	4			
		要介護3	87	34	11	4	13	0	9	8	3	5			
		要介護4	111	33	27	9	16	1	3	18	1	3			
		要介護5	73	26	11	3	17	1	2	9	0	4			
		集計	387	150	57	17	65	6	19	49	5	19			

(3) 介護老人福祉施設（特養）待機者の状況

① 介護者の有無 及び 居場所別

(単位：人)

現在の居場所	介護者の有無	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総計	要介護3～5
在宅	介護者なし			2	1	1		4	2
	同居の介護者あり		4	4	5	7	14	34	26
	同居の65歳以上の介護者あり		2	2	16	12	5	37	33
	別居の介護者あり	1	1		2	6	2	12	10
	不明	1	1		1		1	4	2
	集計	2	8	8	25	26	22	91	73
医療機関	介護者なし				1		1	2	2
	同居の介護者あり		1		2	8	1	12	11
	同居の65歳以上の介護者あり		1		1	5	2	9	8
	別居の介護者あり				3	8	4	15	15
	不明					1		1	1
	集計	0	2	0	7	22	8	39	37
介護医療院	介護者なし				1	1	1	3	3
	同居の介護者あり					1	1	2	2
	同居の65歳以上の介護者あり				1	4	1	6	6
	別居の介護者あり				1	2		3	3
	集計	0	0	0	3	8	3	14	14
保健施設老人	介護者なし				1	1		2	2
	同居の介護者あり		1	3	4	5	3	16	12
	同居の65歳以上の介護者あり		1	2	6	6	7	22	19
	別居の介護者あり		1	2	2	3	2	10	7
	不明						1	1	1
	集計	0	3	7	13	15	13	51	41
軽費老人ホーム	介護者なし							0	0
	同居の介護者あり							0	0
	同居の65歳以上の介護者あり					1	1	2	2
	別居の介護者あり							0	0
	集計	0	0	0	0	1	1	2	2
共同生活対応型介護施設	介護者なし							0	0
	同居の介護者あり			3	3			6	3
	同居の65歳以上の介護者あり				2	2	1	5	5
	別居の介護者あり				1	1	1	3	3
	不明		1		2			3	2
	集計	0	1	3	8	3	2	17	13
有料老人ホーム	介護者なし			1		1	3	5	4
	同居の介護者あり				1	2	2	5	5
	同居の65歳以上の介護者あり			3	2	4	1	10	7
	不明					2		2	2
	別居の介護者あり			2	2	7	2	13	11
	集計	0	0	6	5	16	8	35	29
高齢者向け住宅	介護者なし							0	0
	同居の介護者あり		1			1		2	1
	同居の65歳以上の介護者あり				1			1	1
	別居の介護者あり				2			2	2
	集計	0	1	0	3	1	0	5	4
その他	介護者なし							0	0
	同居の介護者あり				3			3	3
	同居の65歳以上の介護者あり		1			2	3	6	5
	別居の介護者あり	1			1	1		3	2
	集計	1	1	0	4	3	3	12	10
総計		3	16	24	68	95	60	266	223

2 今期計画の基本指針

国の基本指針【介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針】における第9期計画へ記載を充実させるべき事項（抜粋）

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステム※の深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センター※の業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会※の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメント※の質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

3 要綱集

(1) 防府市高齢者保健福祉推進会議設置要綱

平成13年3月1日制定

(目的)

第1条 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進並びに計画の見直しについて、広く市民の意見を反映させるため、防府市高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進並びに計画の見直しに関すること。
- (2) 高齢者保健福祉施策の総合的な推進に係る提言に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、公募の手続きにより決定した者並びに学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、サービス利用関係者及び行政関係者のうちから市長が文書により依頼する。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

防府市高齢者保健福祉推進会議 委員名簿

任期：令和3年6月1日～令和6年3月31日

◎：会長 ○：職務代理

区分	団体名	役	氏名
学識経験者	防府看護専門学校		やまもと かずなり 山本一成
	YIC看護福祉専門学校		の ぎき み き 野崎美紀
	山口県山口健康福祉センター 防府保健所		はら だ まさ のり 原田昌範
保健・医療・ 福祉団体等 関係者	防府医師会		おか ざわ ただし 岡澤 正
	防府歯科医師会		たけだ つ かず とし 竹田津和稔
	防府薬剤師会		お ち し ほ 越智志穂
	山口県看護協会防府支部		あき やま まち え 秋山満千栄
	防府市社会福祉協議会	○	い ず とし ひろ 伊豆利裕
	防府市民生委員・児童委員協議会		なか たに とし み 中谷俊美
	防府市障害福祉団体連合会		なか むら のぶ や 中村信也
	防府ボランティア連絡会		つ だ ゆり こ 津田百合子
	老人福祉施設事業者 (老人保健施設 尚歯堂)		やま だ こう いち 山田幸一
	在宅福祉サービス提供事業者 (ハスティア伊佐江小規模多機能型居宅介護)		とも もり けん じ 友森健二
防府介護支援専門員協会	◎	たに やま りゅう 谷山 龍	
サービス利用 関係者	防府市自治会連合会		しい ぎ ゆき なり 椎木幸成
	防府市老人クラブ連合会		やま ね かつ あき 山根克明
	防府市認知症を支える家族の会 (あじさいの会)		ふるかわ あきこ 古川晃子
	防府市女性団体連絡協議会		やま だ 山田まゆみ
	公募委員		た むら みず え 田村瑞恵

R5. 6. 1現在

(2) 防府市高齢者保健福祉推進本部設置要綱

平成13年2月1日制定

(目的)

第1条 総合的な高齢者保健福祉対策を推進するため、防府市高齢者保健福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉対策の総合的な企画及び立案に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉に係る施策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、委員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。

(部会)

第6条 専門的事項を調査研究するため、推進本部に部会を置くことができる。

- 2 部会長は健康福祉部次長をもって充てる。
- 3 部会の運営について必要な事項は別に定める。

(関係者の出席)

第7条 推進本部及び部会の長は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

副市長	本部長
総務部長	副本部長
総合政策部長	委員
生活環境部長	
産業振興部長	
土木都市建設部長	
教育部長	
消防長	
健康福祉部長	
健康福祉部次長	(部会長)

(3) 防府市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成17年10月13日制定

(目的)

第1条 防府市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、運営委員会の意見を踏まえて、地域密着サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定、指導、監督について適切、公正かつ中立な運営を確保することを目的とする。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。ただし、公募の手続きにより決定した委員は、第3号に規定する事項を除いた事項を協議するものとする。

- (1) 地域密着型サービスの指定基準の設定に関する事。
- (2) 地域密着型サービスの介護報酬の設定に関する事。
- (3) 地域密着型サービスの指定に関する事。
- (4) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関する事。
- (5) その他、市長が適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項に関する事。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員とする。

(委員長)

第4条 運営委員会の委員長は、防府市高齢者保健福祉推進会議の会長とする。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 運営委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席または資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員の任期とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、健康福祉部において定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(4) 防府市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年10月20日制定

(目的)

第1条 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号ロ(2)の規定に基づき、防府市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置し、運営協議会の意見を踏まえて、地域包括支援センター(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「センター」という。)の適切、公正かつ中立な運営を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。ただし、公募の手続きにより決定した委員は、次に掲げる事項のうち行政処分その他これに類する事項に関する審議等を除いた事項とする。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他地域包括ケアに関すること。

(組織)

第3条 運営協議会の委員は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員とする。

(会長)

第4条 運営協議会の会長は、防府市高齢者保健福祉推進会議の会長とする。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 運営協議会は、会長が招集する。

2 運営協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、防府市高齢者保健福祉推進会議の委員の任期とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

4 用語説明

あ行

用語	説明
IADL	「Instrumental Activity of Daily Living」の略で、手段的日常生活動作。掃除・洗濯・買物等の家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用等の生活行為を指す言葉。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報・通信に関する技術の総称。
アセスメント	生活上の問題となっている原因や背景を明らかにすることで、生活全体の課題を導き出すこと。課題分析。
インフォーマルサービス	家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、民間のサービス等、制度に基づかない援助。 フォーマルサービスは、介護保険サービス等、公的機関や専門職による制度に基づいた援助。
エンディングノート	自身の終末期や死後に、家族が様々な判断や手続きを進める際に必要な情報(思い)を伝えるために残しておくノート。

か行

用語	説明
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	都道府県知事の行う「介護支援専門員実務研修試験」に合格し、介護支援専門員証の交付を受けた者で、要支援・要介護者からの相談や、心身の状況等に応じ適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービス提供事業者等との連絡調整を行う。
規範的統合	市町村が進める地域包括ケアシステム構築のための基本指針が住民、専門職、サービス提供主体により共有され、いわゆる地域内の価値観や文化等の視点が共有されること。

用語	説明
協議体	市町村が中心となり、各地域のコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となる会議・ネットワーク。
ケアマネジメント	要介護者等の心身の状態や生活背景等を踏まえて介護支援を行う専門技術。 要介護者等が地域で生活するためのニーズを充足するために、要介護者等と社会資源を最も適切な形で結び付ける手続きのこと。
KDBシステム (国保データベースシステム)	「国保データベースシステム」の略。国民健康保険団体連合会が各種業務を通じて管理する、「健診」・「医療」・「介護」の給付情報から、統計情報や個人の健康に関するデータを作成し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
軽度認知障害 (MCI)	MCIは「Mild Cognitive Impairment」の略で、認知症と健常な状態の「中間のような状態」を指す。認知機能のレベルは年相応よりも低下しているが、日常生活は正常に送ることができる状態。MCIの人が必ず認知症になるわけではなく、MCIのレベルのまま留まる場合や、年相応の正常レベルに回復する場合もある。
元気アップくらぶ	高齢者が心身の良好な状態を維持することを目的に介護事業所などが主体となり、地域で開催する通いの場。
健康寿命	WHO（世界保健機関）が平成12年（2000年）に提唱した指標で、日常的に介護を要しないで自分で生活していける生存期間をいう。 本計画では、健康寿命の延伸を最終成果とし、KDBシステムから抽出した令和4年度の平均自立期間（要介護2以上）のデータを評価指標の現状値とする。ここでの平均自立期間とは、日常生活動作が自立している期間の平均をいう。
権利擁護	悪質な訪問販売等による消費者被害の防止や、成年後見人制度の活用、高齢者虐待の予防・早期発見等の支援・情報提供を行い、高齢者の権利を守ること。

用語	説明
高齢化率	総人口に占める65歳以上人口の割合
コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）	地域に出向き、地域住民や専門職と協働し、地域での生活課題の発見や制度だけでは解決できない課題等への対応を行う専門職。

さ行

用語	説明
事業対象者	介護予防・生活支援サービス事業の対象者。基本チェックリストを実施し、定められた基準に該当すれば、要介護等認定を受けなくてもサービスの利用が可能。
疾病分類別統計	社会保険表章用疾病分類表による疾病の分類。大分類は20分類あり、主なものとして、循環器系の疾患、消化器系の疾患、筋骨格系及び結合組織の疾患、内分泌・栄養及び代謝疾患等がある。 大分類の中には更に中分類として121分類がある。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人をいい、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供することが求められている。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症をいう。 高齢で発症する認知症と比べると、症状に気付きにくく、受診が遅れる傾向にある。
主任介護支援専門員	介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割を担う者。
受給率	要介護等認定者に占めるサービス利用者の割合

用語	説明
自立支援コーディネーター	本市独自に、高齢者の自立支援のために地域包括支援センターへ配置し、生活支援コーディネーターやケアマネジャーと協働し、高齢者の社会参加など自立支援の推進を行う人。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を持つ者。
生活習慣病	がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧等、その発症・進行に遺伝的な体質のほかに、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が関与する症患者。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等により、判断力が不十分となった場合、本人に代わって財産管理や福祉サービスの契約などの法律行為を行う後見人等を家庭裁判所が選任する制度。
セルフマネジメント	自己管理能力のこと。目標や夢を叶えるために自分自身を律するための能力。自分の感情をコントロールし、モチベーションを保つ力などが含まれる。

た行

用語	説明
第1号被保険者1人あたりの給付月額	介護サービスの給付総額を第1号被保険者（65歳以上の被保険者）数で割った額。
団塊の世代	第一次ベビーブームとなった戦後復興期の1947年から1949年頃に生まれた世代。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けての手法。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側と支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

用語	説明
地域支援事業	要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護等状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、2006年度（平成18年度）に創設された市町村を実施主体とするサービス。事業には全市町村が行う必須事業（介護予防事業・包括的支援事業）と、各市町村の判断により行う任意事業がある。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制。
地域包括支援センター	介護保険法に定められ各市町村に設置された、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために、介護サービス見込量等の将来推計支援等の機能をインターネット上で提供する厚生労働省のシステム。
チームオレンジ	認知症診断後の早期の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。
特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者が40歳から74歳の被保険者等を対象に実施するもので、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの状態にある人や予備群の人に対しては、生活改善のための指導を行うことを目的に行う健康診査。

な行

用語	説明
認知症	<p>いろいろな原因で脳の細胞が死んでいたり、働きが悪くなったりしたために、日常生活に支障がでている状態を指す。病名ではなく、状態（症状）を指す言い方。認知症といわれる状態の背景には、その原因となる何らかの脳の病気がある。</p>
認知症カフェ	<p>認知症の人の日常生活支援や家族支援の取組として、認知症の人、家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場のこと。</p>
認知症ケアパス	<p>認知症と疑われる症状が発症した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかを理解できるように、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示したもの。</p>
認知症サポーター (ステップアップ講座)	<p>認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをする応援者のことをいい、「認知症サポーター養成講座」を受講することで誰でもなれる。 ステップアップ講座は、認知症サポーターとなった方が、実際に地域での支援活動につながることを目的として開催する講座。</p>
認知症疾患医療センター	<p>都道府県や政令指定都市が指定する専門医療機関で、認知症の鑑別診断や専門医療相談等を実施し、地域の保健医療、介護関係者等との連携の推進などを行い、認知症の人が地域で安心して生活できるよう地域における支援体制を構築する機関。</p>

用語	説明
認知症初期集中支援チーム	家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行う専門職のチーム。
認知症地域支援推進員	認知症の医療や介護における専門的な知識及び経験を有し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター。医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る役割を担う。
認定率	第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合。

は行

用語	説明
はあとふるねっと会議	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように医療・福祉・行政・地域の各関係機関が集まり、具体的なネットワークの検討など地域包括ケアシステム構築に向けて協議を行う場として、2010年（平成22年）より開催している会議。
バリアフリー	道や床の段差解消や、階段のかわりにゆるやかな坂道をつくるなど、障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。
P D C A サイクル	事業管理を円滑に進める手法。計画、実行、評価、改善のサイクルによって、業務を改善する。
ふれあい・いきいきサロン	地域での孤立、閉じこもりの防止や健康・生きがいづくりを目的に、ごく身近な生活圏を拠点として、高齢者等の参加者とボランティア等が自由な発想で企画し、住民が主体となって運営していく「仲間づくり」、 「出会いの場づくり」を図る活動。

用語	説明
フレイル	「Frailty」の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。健康な状態と要介護状態の「中間の状態」で、身体機能や認知機能、口腔機能等の低下等、「多面的」な要因が絡み合った状態を指す。「可逆的」な段階であり、適切な治療や予防を行うことで健康な状態に戻ることも可能。
ほうふ・てごネっと	地域包括支援センターやケアマネジャーから寄せられた高齢者の自立支援に資する困りごとについて地域住民等による軽易な生活支援を行い、支え合いの体制を整備するための防府市独自の手法。

や行

用語	説明
やまぐち元気アップ体操	いつまでも元気に「ありたい」「なりたい」自分になれるよう、筋力・柔軟性・バランス能力などの心身機能や活動能力の維持・向上を目的として県と県内リハビリテーション専門職が考案した体操。専門職の指導を受けDVDを見ながら住民が地域で主体的に取り組む介護予防として活用。
Uターン	Uターン：出身地から地域外へ進学や就職のために出た後、出身地に戻ることに。 Jターン：出身地から地域外へ進学や就職のために出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。 Iターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。
要介護認定者	身体上又は精神上の障害のために、日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、常時介護を要する状態となり、市の認定審査会で認定を受けた人。要介護の状態は、介護の必要の程度により軽度から順に要介護1～5に区分される。
要支援認定者	身体上又は精神上の障害のために、日常生活を営むのに支障がある状態となり、市の認定審査会で認定を受けた人。要支援の状態は、支援の必要の程度により軽度から順に要支援1・要支援2に区分される。要支援の状態よりも重度化した人は要介護の状態となる。

ら行

用語	説明
リエイブルメント	「reablement（再自立。再び自分でできるようにすること）」は、日常生活に何らかの支障が生じた高齢者が再び自立した在宅生活を取り戻すことをいう。高齢者の能力の回復・改善・維持をはかる支援を行うことで、「リエイブルメント」を目指す。
老人憩の家	地域の高齢者の活動拠点として、また、レクリエーションや教養講座等により、心身の健康増進を図り、地域において誇りと生きがいをもって生活できることを目的とした施設。
老人クラブ	日常生活を健全で豊かなものにするために、同じ地域に住む概ね60歳以上の高齢者等で構成され、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、地域社会との交流等の活動を自主的に行う組織。

わ行

用語	説明
我が事・丸ごと	制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側と支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることを示す言葉。